

事務事業名	介護認定事務				担当	健康福祉部　いきいき高齢課　介護認定係				
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名				
施策名	5	高齢者の自立と社会参加の支援				■ 実施計画上の主要事業				
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返（開始年度　H12　年度～） ☐ 期間限定複数年度（　　　　　年度～　　　　　年度）				
法令根拠	介護保険法 19 条等									
予算科目	5.介護保険特別会計（保険事業勘定） 1.総務費 3.介護認定審査会費 1.介護認定審査会費・2.認定調査等費									
事業概要	介護保険制度では、介護サービスを利用する場合は、要介護度の認定が必要となるため、認定申請の受付から審査判定までの一連の事務を行う。要介護度は軽度のものから順に、要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5の7段階となる。認定審査については、主治医の意見書と、本人及び介護者との面接調査を基に、認定審査会において判定する。認定審査会の委員は、医療・保健・福祉の専門知識を持った者により構成されており、現在は55人が10合議体に分かれて審査判定している。									

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 被保険者からの要介護認定申請を受け、認定調査員が申請者の心身状態を聞き取り調査（74項目）した結果と、主治医からの意見書により、まずはコンピューターで1次判定を行った。 次に介護認定審査会において、コンピューターの判定と主治医意見書並びに認定調査員の特記事項をもとに2次判定を行い、介護度を認定し、申請者へ審査結果を通知した。 31年度計画 前年度と同様	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移 名称単位27年度(実績)28年度(実績)29年度(実績)30年度(実績)31年度(見込) ア 認定申請件数件2,9602,9873,0262,7822,951 イ 認定審査件数件2,8892,9102,9492,6412,801 ウ 認定者数（第1号被保険者）人2,7972,9303,0343,1193,308 エ 認定者数（第2号被保険者）人9681879196 オ 認定審査会開催日数日109115115115115
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 65歳以上の者（第1号被保険者） 40歳以上65歳未満の者（第2号被保険者）	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移 名称単位27年度(実績)28年度(実績)29年度(実績)30年度(実績)31年度(見込) ア 第1号被保険者数人19,26519,83920,33820,87122,142 イ 第2号被保険者数人27,59927,46227,28227,06226,903 ウ エ オ
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 被保険者の認定申請により、介護の必要度合いを決める。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移 名称単位27年度(実績)28年度(実績)29年度(実績)30年度(実績)31年度(見込) ア 認定審査件数件2,8892,9102,9492,6412,801 イ ウ エ オ
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 適正な認定により、高齢者の自立を支援する。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移 名称単位27年度(実績)28年度(実績)29年度(実績)30年度(実績)31年度(見込) ア 適正に認定が行われた割合%100.0100.0100.0100.0100.0 イ ウ エ オ

(2) 総事業費の推移		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円0	0	0	0
			県支出金	千円0	0	0	0
			地方債	千円0	0	0	0
			その他	千円0	0	0	0
			一般財源	千円44,985	46,691	48,306	52,157
			事業費計(A)	千円44,985	46,691	48,306	52,157
	人件費	正規職員従事人数	人4	4	4	4	4
		延べ業務時間	時間7,992	8,065	8,170	7,511	7,967
		人件費計(B)	千円33,486	33,494	33,906	31,313	33,214
		トータルコスト(A)+(B)	千円78,471	80,185	82,212	79,611	85,371

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	介護保険制度の開始により、介護サービスを利用するときは介護認定事務が必要であるため。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	要介護認定者数が当初に比べて大幅に増加している。 平成13年度から認定ソフトへの調査項目の人力がP C処理になった。 平成15年度には調査項目が85項目から79項目に見直された。 平成16年度には更新認定における要介護から要介護認定の有効期間が上限24か月に延長された。 平成18年度には認定区分のうち、要介護1相当が要介護1と要支援2に区分されることとなり、全体の認定区分が6段階から7段階に細分化された。それに併せ要支援1と要支援2が新予防給付となり、介護予防に重点が置かれることとなった。 平成21年度には調査項目が79項目から74項目に見直された。 平成23年度には区分変更及び更新認定における要介護から要支援、または要支援から要介護に変更になった場合の有効期間が、上限12か月に延長された。 平成24年度には新規の要介護及び要支援認定の有効期間が、上限12か月に延長された。 平成29年度には介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村に限り、更新認定の有効期間が、一律に原則12か月、上限24か月に延長された。 平成30年度から、要介護更新認定の有効期間の上限が、36か月に延長された。 【期間短縮に向けての対策】更新申請案内の2か月前の発送。末期がん患者の認定調査及び認定審査の迅速な対応。主治医意見書の医療機関からの直接送付などの実施。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	申請者等からは、申請から認定までの期間をできるだけ短縮してほしいとの声がある。